

# 地域を応援するマンスリー・レター

## 平成25年10月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部  
北海道開発局開発監理部  
北海道運輸局企画観光部  
北海道労働局職業安定部  
北海道経済部  
編集事務局：北海道経済部経営支援局中小企業課中小企業企画G  
TEL：011-204-5330  
平成25年9月20日号(第55号) <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどをタイムリーにお届けします。

## 食クラスター「フード塾」オープニングセミナーがいよいよ開催されます（参加者募集のお知らせ）（北海道）

新規

食産業立国の形成を目指す道では、今年度、「フード塾」を開催し、全道各地で食に携わる方々にマーケティング戦略を身につけていただくことにより、地域での食クラスター活動の推進を図ることとしております。この度、その「フード塾」のスタートを飾るオープニングセミナーを、全道3か所で開催します。

このオープニングセミナーは、全国に様々なネットワークを持つマーケティングの専門家を講師にお招きし、市場動向から商品づくりまで、事例を交えた講演により、参加いただくだけでマーケティング戦略構築への理解が深められる内容となっております。

また、今後予定されているフード「研修事業」の概要もご案内することとしております。

参加人員に限りがありますので、ふるってご応募ください。

### ◆日時・場所

【札幌会場】 ※申込受け付けは終了しました。

日時：平成25年9月24日（火） 14:00～17:00（13:30開場）

場所：かでの2・7 820研修室（札幌市中央区北2条西7丁目）

### 【七飯会場】

日時：平成25年10月8日（火） 14:00～17:00（13:30開場）

場所：大沼国際セミナーハウス 第1研修室（七飯町字大沼町127番地1）

### 【釧路会場】

日時：平成25年10月10日（木） 14:00～17:00（13:30開場）

場所：釧路プリンスホテル 北斗の間（釧路市幸町7丁目1）

### ◆開催概要

○14:00～14:15 オリエンテーション

○14:15～15:15 「地場マーケティングと絶品づくりーなんといっても商品力ー」

講師：三浦 功氏（（一社）流通問題研究協会 理事相談役）

○15:30～16:30 「地域絶品マーケティングの実務」

講師：（札幌、釧路会場）佐竹 嘉廣氏（（同）廣龍代表）

（七飯会場） 青島 弘幸氏（創発コンサルティング代表）

○16:30～17:00 質疑応答

### ◆お申し込みについてはこちらをご覧ください

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/cl/foodsemina.htm>

### ◆北海道経済部食関連産業室 食クラスターG（担当：宮崎）

TEL（直通）011-204-5979（代表）011-231-4111（内26-820）

## どさんこプラザ・テスト販売品（第4四半期分）の募集について（北海道）

新規

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。10月1日から、平成26年1月から販売する商品を募集します。

◆応募商品の要件：次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

(1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品

(2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格：道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

(ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方

(イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等：(1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%

(2)PL(製造物責任)保険に加入していること。

(3)テスト販売品が食品の場合、食品衛生法、JAS法等の表示義務に対応できていること。

(食品以外の商品についても法定表示義務に対応できていること)

◆募集期間：10月1日(火)から11月20日(水)まで

◆申込み：「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードしてください)に必要な事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel:011-204-5766(担当:阿部、小椋)

## 『マーケティングアドバイザー』について（北海道）

◆概要：道では、「北海道どさんこプラザ」(東京・名古屋・札幌)事業の一環として、道内の中小企業等の商品開発・マーケティング活動等を支援するため、首都圏、札幌圏及び中京圏に『マーケティングアドバイザー』を配置し、企業等からのマーケティングに関する相談[例：商品がもっと売れるにはどうしたらいいか、新製品はどのように販売ルートにのせればいいのか、首都圏の市場動向やニーズはどうなっているか]に対して助言等を行っています。

◆アドバイザー：流通・市場調査などの専門的な知識を持ち、第一線で活躍されている方々にアドバイザーをお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。

◆費用負担：アドバイスを受けること自体は無料です。ただし、相談は原則東京、札幌または名古屋で行いますので、**東京、札幌または名古屋までの旅費については企業の負担**となります。

また、アドバイザーに**自社に来てもらう場合の旅費も企業の負担**となります。なお、文書や電話、FAXやメールによる相談も可能ですが、アドバイザー事業の活用が、企業にとって実りあるものとするためにも、面談による相談がお勧めです。

◆相談対象者：どさんこプラザ(テスト販売・常設販売)で販路拡大を図っている(図ろうとしている)道内中小企業者等

◆相談の申込み：「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を北海道経済部食関連産業室、北海道どさんこプラザ札幌店(札幌のみ)または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ提出してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel:011-204-5766(担当:阿部、小椋)

## 食クラスター活動について（北海道）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成22年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NWでは、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

～具体的には、

- 食クラスター連携協議体に参画いただくと、各種助成や商談会など、ビジネスに活用いただく情報をメールマガジンで提供します。（参画は無料です。）
- 食クラスター連携協議体事務局にご相談いただくと、支援方策等を専門機関で検討します。

### ◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。 <http://www.fc-nw.jp/m-recruit>

### ◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階

北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL:011-221-6166 FAX:011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスターグループ） TEL：011-204-5979

## 『食の磨き上げ職人』について（北海道）

◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。

◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤーやフードライター、料理人など11名にご協力をお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、それぞれの専門分野から商品についてアドバイス等を行います。

◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。

ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。

なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。

◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）

◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel:011-204-5766（担当：重岡、阿部）

## 『あじ研北海道』について（北海道）

### ◆～ 北海道が発信する「食の研究」サイト「あじ研北海道」～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及ぶ成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。

ぜひご覧ください。

#### ■掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介「研究者×企業インタビュー“おいしい”舞台裏」
- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「Web見本市」
- ・各研究機関の概要 ほか

#### ■掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター  
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター  
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター  
北海道立工業技術センター  
北海道大学 産学連携本部 ほか

■URL: <http://www.ajiken-h.jp>

#### ■問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品産業グループ(TEL011-204-5312)

## 北海道上海事務所について（北海道）

北海道と中国の経済交流の拡大を目的に、中国の経済の中心地である上海市に北海道上海事務所を設置しています。中国における情報収集や発信、様々な分野の関係者とのネットワーク構築を進め、中国へのビジネス展開を目指す道内企業関係者を支援します。

#### ◆住所: 中国上海市延安西路2201号

上海国際貿易中心大厦1601室

北海道上海事務所(日中経済協会上海事務所北海道経済交流室)

#### ◆TEL: +86-21-6210-9306(直通)

#### ◆主な機能: 道内企業の中国へのビジネス展開支援

- ・現地のネットワークを活用し、道内企業の中国企業とのビジネスを支援します。

#### ◆道産品の販路拡大

- ・商談会・見本市の情報提供や輸出用シンボルマークのPRなど道産品の販路拡大事業を実施します。
- ・中国の流通関係者と道内企業間の相互の情報交換と連携を促進します。

#### ◆観光客等の誘致

- ・中国国内における北海道観光のPRを実施します。
- ・現地の観光関係者、メディア、航空会社等と相互の情報交換を行います。

#### ◆ホームページ: <http://www.beihaidao-china.com/>

#### ◆問い合わせ先: 北海道庁経済部国際経済室 和田、早田 TEL: 011-204-5342

E-mail: [keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp)

## 平成25年度「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」 地域プラットフォームの登録について（北海道経済産業局）

新規

北海道経済産業局では、本事業における『専門家派遣』の窓口機能等を担う「地域プラットフォーム」（地域の中小企業支援を担う機関の連携体）の公募を実施し、6件登録しました。

### ◆地域プラットフォームの概要：

- ・地域プラットフォームとは、地域の支援機関による中小企業者等支援のための連携体です。「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」における専門家派遣の窓口機能を担う他、その構成機関が連携して地域における“膝詰め”の経営相談対応等の取組みを行います。
- ・中小企業・小規模事業者は、地域プラットフォームを通じて、課題に応じた専門家派遣のサービスを受けることが可能です。（1企業あたり年間3回まで／無料）

### ◆北海道内における登録機関一覧：（プラットフォーム名称（代表機関））

- ・北海道ビジネス創造連携プラットフォーム（（一社）北海道中小企業診断士会）
- ・北海道中小企業総合支援プラットフォーム（（公財）北海道中小企業総合支援センター）
- ・北海道中小企業・小規模事業者支援プラットフォーム（北海道商工会連合会）
- ・網走ビジネス創造等支援プラットフォーム（網走商工会議所）
- ・北見・オホーツク地域経営支援機関（北見商工会議所）
- ・道央圏商工会議所ネットワーク（札幌商工会議所）

### ◆問い合わせ先：経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL：011-709-2311（内線：2575～76）

※本事業の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20130904\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20130904_2/index.htm)

### ◆参考：中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」の開設について

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20130801/index.htm>

## 平成25年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募のご案内 （北海道経済産業局）

新規

北海道経済産業局では、平成25年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました。

- ◆概要：2以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。
  - ◆補助対象者：下請中小企業振興法第8条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者（大企業、協力者を除く）。
  - ◆補助率：2/3以内（補助金額：100万円～2,000万円）
  - ◆公募期間：平成25年9月13日（金）～10月7日（月）17:00
  - ◆申請・問い合わせ先：経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL：011-709-2311（内線：2575）
- ※本事業の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。  
[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20130913\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20130913_2/index.htm)



## 平成24年度補正予算「地域需要創造型等起業・創業促進補助金」 (第3回公募)のご案内 (北海道経済産業局&(公財)北海道中小企業総合支援センター)

新規

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、経済産業省からの委託により、平成24年度補正予算「地域需要創造型等起業・創業促進補助金」の第3回公募を開始しました。

### ◆概要：

- ・起業・創業を促進し、地域の新たな需要の創造や雇用の創出を図り、我が国経済を活性化させることを目的とします。
- ・地域のニーズを的確に把握し独創的なサービスや商品等を新たに提供する事業計画を持つ者に対して、その創業事業費等の一部を補助します。
- ・本補助金を呼び水として、創業する個人が金融機関などから外部資金を調達できる環境を整えます。

### ◆補助金のタイプと対象者：

- (1) 地域需要創造型起業・創業：新たに創業する方
- (2) 第二創業：中小企業者、個人
- (3) 海外需要獲得型起業・創業：新たに創業する方

### ◆補助率：上記(1)～(3)の事業とも2/3以内

### ◆補助額：

- (1) 地域需要創造型起業・創業：100万円～200万円
- (2) 第二創業：100万円～500万円
- (3) 海外需要獲得型起業・創業：100万円～700万円

### ◆公募期間：平成25年9月19日(木)～第1次締切り：10月21日(月)～締切り：12月24日(火) [当日必着]

※10月21日(月)までに受付した案件については、先行して審査を実施します。

10月22日(火)以降の受付分につきましては、応募状況に応じて審査を行います。

### ◆申請・問い合わせ先：(公財)北海道中小企業総合支援センター 創業事業担当

経営支援部 (TEL：011-232-2402) / 産業育成部 (TEL：011-232-2403)

※本事業の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokid/20130920/index.htm>

## 平成25年度「おもてなし経営企業選」募集のご案内 ～地域でひかり輝くニッポンのおもてなし経営を発掘・公表します～ (北海道経済産業局)

新規

経済産業省では、平成25年度「おもてなし経営企業選」の募集を10月31日(木)まで行います。

### ◆概要：

「おもてなし経営」とは、(1)社員の意欲と能力を最大限に引き出し、(2)地域・社会との関わりを大切にしながら、(3)顧客に対して高付加価値・差別化サービスを提供する企業経営のことです。全国から、このような「おもてなし経営」を実践している企業を発掘し、公表することで、中小サービス事業者の皆様に経営改善に向けたヒントとして提供し、広く「おもてなし経営」の普及を図ります。

### ◆「おもてなし経営企業選」について：

「おもてなし経営」のコンセプトに合った経営を実践されている企業のご応募から、おおむね30社程度を選出し、「平成25年度おもてなし経営企業選」としてとりまとめます。

### ◆募集期間：平成25年9月12日(木)～10月31日(木)

### ◆申請・問合せ先：おもてなし経営企業選 運営事務局 ((株)MS&Consulting内) TEL：03-5649-1185

※本事業の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokiq/20130913/index.htm>

### ◆参考：「おもてなし経営に学ぶ着地型観光推進フォーラムin札幌」を開催します

～これが「新」北海道流おもてなし！～

・日時：平成25年10月2日(水) 13:30～16:30

・会場：東京ドームホテル札幌 B2 ピアリッジホールB (札幌市大通西8丁目)

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokiq/omotenashi/index.htm>

## 温室効果ガス削減に関する新制度説明会の開催について ～新たな地球温暖化対策のための「J-クレジット制度」がスタート～ (北海道経済産業局・北海道地方環境事務所・北海道)

新規

地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減の取り組みを促進するため、これまで実施されてきた「国内クレジット制度」と、「J-VER制度」が統合され、平成25年4月から「J-クレジット制度」として新たにスタートしました。

北海道経済産業局では、新制度の内容、国内クレジット制度などからの移行等の経過措置、中小企業等に対するプロジェクト計画やモニタリング報告書の無料作成支援等の「ソフト支援事業」に関する説明会を道内3地域で開催致します。

### ◆開催概要

- (1) 旭川会場
  - ・日時：平成25年10月2日(水) 13:30～15:00
  - ・場所：旭川市民活動交流センターCoCoDe（旭川市宮下通東）
  - ・申込締切：9月27日(金)
- (2) 帯広会場
  - ・日時：平成25年10月10日(木) 18:30～20:00
  - ・場所：とちがち館（帯広市西7条南6丁目2番地）
  - ・申込締切：10月7日(月)
- (3) 札幌会場
  - ・日時：平成25年10月31日(木) 13:30～15:30
  - ・場所：札幌国際ビル国際ホール（札幌市中央区北4条西4丁目）
  - ・申込締切：10月25日(金)

◆申込・問い合わせ先：(公財)北海道環境財団 TEL：011-218-7881

※本事業の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokni/20130909/index.htm>

## 平成25年度「北国の省エネ・新エネ大賞」募集のご案内 (北海道経済産業局)

新規

北海道経済産業局では、平成25年度「北国の省エネ・新エネ大賞（北海道経済産業局長表彰）」の募集を10月15日（火）まで行います。

◆概要：北海道におけるエネルギーに関する開発・有効利用及び普及に著しい成果及び功績があり、他の模範となる組織、個人を表彰することによって、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入を加速させることを目的としています。

### ◆募集部門：

次の5つの部門において、(1)から(4)は組織、(5)は組織及び個人を対象に募集します。

組織には、事業者のほか、グループや自治体、教育機関を含みます。

- (1) 節電部門、(2) 開発・製造部門、(3) 有効利用部門、(4) 普及拡大部門、
- (5) 啓発普及部門

◆募集期間：平成25年9月2日(月)～10月15日(火) 17:00必着

◆申請・問合せ先：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 TEL：011-709-2311(内線2636)

※本事業の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/kitaguni\\_award5/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/kitaguni_award5/index.htm)

## 北海道事業引継ぎ支援センターのご案内（北海道経済産業局）

北海道経済産業局では、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく認定支援機関（札幌商工会議所）に、中小企業者の「事業引継ぎ」に係る相談や民間支援機関への橋渡しを行う「北海道事業引継ぎ支援センター」を設置しております。

※「事業引継ぎ」とは、後継者不在などで事業活動を継続できない企業が、事業を他の企業に売却し、引き継いでいただくことです。

### ◆北海道事業引継ぎ支援センター

札幌商工会議所（土日祝日を除く 10:00～16:00）  
札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター7階  
TEL：011-222-3111

### ◆実施体制

事業の譲渡や承継等に関して知識や経験を有する専門家を配置し、中小企業者の相談に応じます。  
なお、相談内容が漏洩することのないよう、相談に対応する専門家及び認定支援機関の役職員には守秘義務を課しています。

### ◆業務内容

（第一次対応）

- ・中小企業者の事業引継ぎ等の相談に応じます。
- ・事業実態や支援ニーズの把握、事業引継ぎに向けての課題の抽出を支援します。

（第二次対応）

- ・第一次対応を踏まえ、事業引継ぎを希望される中小企業者に対し、必要に応じて外部専門家も活用しながら、企業概要等資料の作成を支援します。
- ・中小企業者の希望に応じ、民間支援機関への橋渡しを行います。  
（その後は、中小企業者と民間支援機関で契約締結、民間ベースでの取引となります。）

※詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/>

## 「道内企業向け 主な海外展開施策」について（北海道経済産業局）

北海道経済産業局では、経済産業省ならびに関係機関等において、現在公募中の主な海外展開支援施策についてとりまとめました。

<現在募集中の主な海外展開支援施策>

- ◆開発途上国のインフラ関連分野に関する技術・サービス等の売り込みを支援（研修・専門家派遣事業）
- ◆サービス分野における、現地社員への研修やセミナー等を通じた人材育成支援  
（中小サービス業等海外現地人材研修支援事業）
- ◆JETROが主催・参加する海外展示会のジャパンプースへの出展支援（海外展示会出展支援）
- ◆JETROがシニア人材を派遣し、新興国への進出をハンズオンで支援（専門家による新興国進出個別支援サービス）
- ◆豊富な知財経験と海外駐在経験を有する知財専門家による知財活用支援（海外知的財産プロデューサー派遣）

※詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokia/shisaku/index.htm>



## 「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業」について (北海道経済産業局)

平成25年度に経済産業省関連予算により実施される省エネ・新エネ導入支援事業のうち、主たるものについてお知らせします。

### <現在募集中の主な導入支援事業>

#### 【事業者向け】

- ◆節電・省エネに関する専門家派遣による無料診断（省エネルギー対策導入促進事業（省エネ診断））
- ◆低温廃熱利用設備の導入（次世代型熱利用設備導入緊急対策事業）
- ◆再生可能エネルギー熱利用設備の導入（再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業）
- ◆自家消費向け再生可能エネルギー発電システムの導入（再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進対策事業）

#### 【家庭向け】

- ◆集合住宅向けMEMSの導入（スマートマンション導入加速化推進事業費補助金（MEMS））
- ◆エネファームの導入（民生用燃料電池導入緊急対策費補助金）
- ◆出力10kW未満の住宅用太陽光発電の導入（太陽光発電導入支援補助金）

※詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

## 地域雇用開発奨励金の地域指定の変更について（北海道労働局）

新規

地域雇用開発奨励金（以下「奨励金」といいます。）は、求人が少なく、求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）及び若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）において、雇用の場を増やした事業主に対し支給される奨励金です。

同意雇用開発促進地域につきましては道内の全域が指定されていましたが、平成25年9月30日で現在の地域指定が終了し、平成25年10月1日から新たな地域が指定されることに伴い、雇用情勢の改善が見られる地域については指定地域から外れ、奨励金を利用することができなくなります。

なお、同意雇用開発促進地域でなくなる地域が過疎等雇用改善地域に該当する場合につきましては、従来通り奨励金をご利用できます。

指定地域及び奨励金等の詳細は、下記厚生労働省ホームページでご確認ください。

#### ◆制度概要

- 1 事業所の設置・整備を行い、ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた場合、設置整備に要した費用と雇い入れ人数に応じた奨励金を、最大3年間（3回）支給します。

#### ◆支給額（1回あたり）について

- ①50万円～800万円、支給額は、事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて16区分に分かれています。
- ②設置・整備費用が300万円以上で、対象労働者の増加人数が3人（創業の場合2人）以上であることが要件となります。
- ③2回目、3回目の支給を受けるためには、一定基準以上の労働者の維持・定着が要件となります。
- ④そのほかにも要件がありますので、詳細は北海道労働局又はハローワークの窓口へお尋ねください。

#### ◆平成25年10月1日以降の同意雇用開発促進地域

小樽、滝川、岩見沢、苫小牧、札幌東（札幌市を除く）、千歳公共職業安定所の管轄区域

#### ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線3685

厚生労働省ホームページ（地域雇用の開発のために）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/kyufukin/120427.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/kyufukin/120427.html)

## 香港・シンガポール向けサンプル輸送事業出品者の募集について（北海道開発局）

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム」構築に向けた各種取組を進めております。

平成24年9月からは香港の飲食店事業者へ食品サンプルを輸送し、北海道産品の海外における評価や輸出の可能性を検討してきました。

その結果、現地の飲食店様より高い評価をいただき、商談成約となった事例も出たことから、今後、本事業を継続的に実施することとし、また、新たにシンガポールへのサンプル輸送事業を開始することとなりました。

つきましては、これから海外との取引を検討されている方、既に海外と取引をされている方を問わず、本事業への参加者を募集致します。

【事業概要】・サンプル品を香港またはシンガポール各20店の飲食店に直接配送

- ・食材に関する評価アンケートを実施
- ・現地飲食店との商談取り次ぎ

【対象者】・今後海外との取引を検討されている方

- ・既に海外との取引をされている方  
(1品目あたり20サンプルを無償提供いただきます)

【参加費用】・香港～1品目あたり23,000円(消費税抜き)

- ・シンガポール～1品目あたり35,000円(消費税抜き)  
(シンガポールについては現地での付加価値税が別途7%かかります)

【発送時期】・毎週火曜日集荷

- (いずれも、10品目の応募に達し次第、上記日程にて発送します)

【募集期間】・随時公募

【申込方法】・下記の北海道開発局ホームページより応募用紙をダウンロードし、FAXまたはメールにてご応募下さい

(応募用紙) [http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/pd/outline\\_su/240726.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/pd/outline_su/240726.html)

【照会先】・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当：三岡、佐々木)

※その他、北海道開発局ではダンボール1箱から海外へ冷凍・冷蔵で配送するHOP1サービスも行っております。詳細は以下のホームページにてご確認ください。

(HOP1サービス) [http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/hop1.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/hop1.html)

## 被災者雇用開発助成金のご案内（北海道労働局）

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、「被災者雇用開発助成金」を支給します。

◆対象となる労働者：

1 震災により離職された方(次の①から③のいずれにも該当する方)

- ①震災発生時に、被災地域において就業していた方
- ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- ③震災により離職を余儀なくされた方

2 被災地域に居住する方で、震災後安定した職業についたことのない方でなおかつ、

震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動を行った方のみが助成対象になります。

※震災により被災地域外に住所、居所を変更している方を含みます。

(注)震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難・準備区域に居住していた方については、9月30日までに求職活動を行っていても助成対象になります。

◆支給額：支給対象期間 1年間

- ①短時間労働者以外  
大企業 50万円  
中小企業 90万円
- ②短時間労働者  
大企業 30万円  
中小企業 60万円

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線3685

北海道労働局ホームページ(リーフレット)

<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0004/8949/topics363.pdf>

## HOP1サービス利用者募集のご案内

### ～軽量・小サイズ品の輸送料金が安くなりました～（北海道開発局）

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として香港、台湾、シンガポールに向けダンボール1箱単位で冷凍・冷蔵食品を配送する「HOP1サービス」を開始しております。

また、8月からは、輸送料金を5kg以内、10kg以内、15kg以内の3区分に細分化し、5kg以内と10kg以内の区分では、輸送料金が従前よりも安価になりました。

現在、本サービスをご利用される方を幅広く募集しておりますので、申込をご検討ください。

【事業概要】・冷凍、冷蔵食品をダンボール1箱単位から航空便を利用して配送

・面倒な通関、保険付保、産地証明書の取得手続きを代行

・現地での代金回収・督促業務（1回まで）を代行

【対象者】・台湾、香港、シンガポールに食品を配送予定の方

【輸送費等】・HOP1サービス輸送費

香港、台湾 5kg以内・・・5,250円 10kg以内・・・7,350円 15kg以内・・・9,450円

シンガポール 5kg以内・・・9,450円 10kg以内・・・12,600円 15kg以内・・・15,750円

※5kg以内は縦+横+高さ=80cm以内、10kg以内は縦+横+高さ=100cm以内、15kg以内は縦+横+高さ=120cm以内

・HOP1サービス手数料

現地販売価格の9%

※売買を伴わないサンプル品輸送の場合は現地販売価格の9%の代わりに2,100円を頂戴します

・台湾については、関税・営業税として別途30%が必要となります

・シンガポールについては、付加価値税として別途7%が必要となります

【発送時期】・毎週火曜日集荷、木曜日現地到着（最短）

【申込締切】・発送希望日の10営業日前まで

【申込方法】・下記の北海道開発局ホームページより申込用紙をダウンロードし、FAXまたはメールにてHOP事務局まで申込下さい

[http://www.hkd.mlit.go.jp/ziyokaka/z\\_kowan/platform/hop1.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/ziyokaka/z_kowan/platform/hop1.html)

【照会先】・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：三岡、佐々木）

## 「北海道ビジネスサポートハローワーク」について（北海道労働局・北海道）

北海道が公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面での支援と、「北海道ビジネスサポート・ハローワーク（北海道労働局設置）」における雇用面での支援を一体的に実施することにより、中小企業者をワンストップで支援しています。

(1) 所在地 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目）

※公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと同じフロアに設置

(2) 営業時間 月曜日～金曜日 9:00～17:30（土日祝日を除く）

(3) 事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供

・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理

・中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援との連携

◆お問い合わせ先:

・北海道ビジネスサポート・ハローワーク 電話011-200-1622

<http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/93897.html>

・北海道 経済部労働局 雇用労政課 労働企画グループ 電話011-204-5353

## 平成25年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について（北海道）

新規

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品を「トライアル新商品」として認定し、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関（教育・警察含む）での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。平成25年度についても次のとおり募集を行います。

### ◆対象者

- ①道内に本店を有する中小企業者
  - ②道内に住所を有する個人
  - ③道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
- ※上記のいずれかに該当し、道内で新商品を生産する方々。

### ◆募集期間

平成25年9月17日(火)～平成25年10月18日(金)

### ◆応募方法

認定を受けるには、「新たに事業分野の開拓を図る計画」(実施計画(第4号様式))を添付した知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

### ◆申請書類

- 申請書類等各種様式は下記記載の道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
  - ①定款(個人の場合は住民票)
  - ②最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
  - ③道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
  - ④新商品に関する資料(カタログ、写真等)

### 【申請書等提出先】

本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial\\_home.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm)

### 【お問い合わせ先】

北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 中小企業支援グループ  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127  
e-mail: [keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp)



平成25年度新商品トライアル制度  
(募集案内)

## 北海道グリーン・ Biz認定制度

### 「創意あふれる取組部門」と「先進的な取組部門」の認定事業所の募集について（北海道）

新規

道では、環境に配慮した取組を行っている事業所等を登録・認定する「北海道グリーン・ Biz認定制度」を創設しています。登録・認定されますと、金融機関での融資や私募債発行の際に金利等の優遇が受けられるほか、認定シンボルマークを活用できるなどのメリットがあります。現在、認定事業所の募集を次のとおり行っていますので、環境配慮に取り組んでおられる事業者の皆様は、ぜひご応募ください。道は、環境配慮に取り組む事業者の皆さんを、どんどん応援していきます！

#### ◆募集期間

平成25年8月1日(木)～平成25年10月4日(金)

#### ◆今回募集する認定部門

「創意あふれる取組部門」

「先進的な取組部門」

#### ◆認定のメリット

- 金融機関での融資や私募債発行の際の優遇金利。
- 認定シンボルマークの使用。
- 道のホームページ等でのPR。

#### ◆認定にあたって

- 学識者で構成する審査委員会による審査を経て認定を行います。
- 認定書は、授与式において授与いたします。

※応募方法等の詳細は、こちらのホームページをご覧ください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top\\_page/hgb\\_index.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top_page/hgb_index.htm)

#### 【お問い合わせ先】

環境生活部 環境局 環境推進課 環境行動推進グループ

電話:011-204-5190(直通)

## 『両立支援促進・就業環境改善アドバイザー』の派遣について（北海道）

北海道では、仕事と家庭の両立支援、非正規労働者の労働条件改善等の取組を幅広く応援しています。仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、最低賃金引上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣します。

### ◆派遣の対象となる事業所

常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体

### ◆アドバイザーの業務

労務管理の専門家である社会保険労務士等がアドバイザーとして、主に次の相談に対し、実際に 企業を訪問して改善策をアドバイスします。

- (1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に関する業務
- (2) 非正規労働者の労働就業環境の改善に関する業務
- (3) その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる 職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備に関する指導・助言
- (4) 上記1～3までの内容のセミナー等の講師

### ◆アドバイザーの派遣

1 申請者につき、年度内原則2回まで（セミナー等の講師の派遣は、1申請者につき1 回限り）

### ◆ 募集期間及び募集数

- ・募集期間：平成25年7月1日(月)～(予定企業が集まり次第、募集を終了します)
- ・募集数：15企業(先着順)

### ◆ アドバイザー派遣に係る費用

無料となっています。(アドバイザーに係る費用は道で負担します。)

※ 募集期間、申し込み方法など詳細については、雇用労政課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/adobaizer.htm>

【問い合わせ先】北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ 電話011-204-5354

## 原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について（北海道）

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会を開催します。

【対象者】 観光業・輸出等の道内事業者

【相談対応者】：道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士

【相談内容】：・東京電力への損害賠償申請に関すること  
・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか

【参加費】：無料

【日程・会場】：[相談会を希望する日の10日前までに申込み願います。]

○事業者(相談者)側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合

・ご要望の会場に、弁護士会から講師を派遣いたします。  
(ご要望の日程に添えない場合もありますので承願います。)

○単独での相談会参加を希望する場合

- ・開催地：旭川市、釧路市、札幌市、函館市
- ・会 場：後日、個別にお知らせします。

(各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。)

【参考事項】

- 東京電力が示している「観光業」の対象業種  
宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、文化・社会教育施設、  
観光地での飲食業・小売業

【注意事項】：本相談会は、原発損害賠償申請手続き等に関する具体的な方法等に関する相談対応を目的としたものであり、東電からの賠償を保証するものではありません。

※申込方法、申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/genpathukobetusoudan.htm>

申込・問い合わせ先：北海道経済部観光局 観光戦略グループ(塚本、向平)

TEL:011-204-5302 FAX:011-232-4120



## 「中小企業金融円滑化法の期限到来に係る中小企業等経営・金融相談室」のご案内（北海道）

道では、平成25年3月末に中小企業金融円滑化法が終了し、依然として厳しい経営環境に置かれている中小企業者等の方々の経営及び金融に関する相談窓口として、「中小企業金融円滑化法の期限到来に係る中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

- ◆設置場所：北海道経済部経営支援局中小企業課内  
各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内  
後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所内
- ◆受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで
- ◆メールでのお問い合わせ：経営相談 [keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp)  
金融相談 [keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp)
- ◆各相談室の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/kny/yuushi/enkatukakigentourai.htm>

## 労働相談のご案内（北海道）

道では、労働相談フリーダイヤルにより、各種労働相談をお受けしていますが、この度の東日本大震災の影響を受けた中小企業者の方及び労働者のみなさんからの労働相談もあわせてお受けしています。  
相談は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

- ◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります。）
- ◆受付時間 平日の正午から午後8時まで
- ◆労働相談は、上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電話または面談により相談をお受けしています。
- ◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

## 中小企業緊急経営相談窓口のご案内（北海道）

道では、中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、地域の中小企業の経営力の強化を図るため、平成25年3月1日から、道内7ヶ所に「中小企業緊急経営相談窓口」を開設しました。

経営相談を行う経営サポーターや専門家である経営改善コーディネーターが、地域の金融機関などの関係機関と連携し、経営上のアドバイスや経営改善計画の策定支援など、経営改善・事業再生に向けたサポートを行います。

◎経営状況に不安や心配をお持ちの経営者の方は、お気軽に下記の機関までご相談ください。

◎相談費用は無料です。

◎相談企業の秘密は厳守します。

■相談窓口開設場所（開設時間 9:00～17:00 / 土日祝祭日を除く）

窓口開設機関名	住 所	電話番号	対象地域
(公財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階	011-232-2001	石狩・空知・後志地域
(公財)室蘭テクノセンター	室蘭市東町4丁目28-1	0143-45-1188	胆振・日高地域
(公財)函館地域産業振興財団	函館市桔梗町379	0138-34-2600	渡島・檜山地域
(一財)旭川産業創造プラザ	旭川市緑が丘東1条3丁目1-6	0166-68-2820	上川・留萌・宗谷地域
(一社)北見工業技術センター運営協会	北見市東三輪5丁目1-4	0157-31-2705	オホーツク地域
(公財)とかち財団	帯広市西22条北2丁目23-9	0155-38-8850	十勝地域
(公財)釧路根室圏産業技術振興センター	釧路市鳥取南7丁目2-23	0154-55-5121	釧路・根室地域

◆問い合わせ先:北海道経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ[TEL:011-204-5331]

# 経済環境の変化に対応する資金のご案内（北海道）

新規

原油・原材料価格の高騰や電気料金の値上げなど、道内中小企業者を取り巻く厳しい経済環境に対応するため、道では、中小企業総合振興資金に次のようなメニューを用意し、中小企業者の資金繰りを支援しています。

	セーフティネット貸付	景気変動対策特別貸付	原料等高騰対策特別資金
融資対象	(1) 中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第4項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により経営に影響を受けた中小企業者等 (3) 経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けた中小企業者等	(1) 最近3か月の生産高(売上高)が前年同期に比べ5%以上減少しているもの (2) 最近3か月の生産高(売上高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の前年同月比(売上高)が前々年度の生産高(売上高)に比べ減少しているもの (3) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少しているもの	(1) 原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加しているもの (2) 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	運転資金	事業資金 (運転・設備資金)	(1) 運転資金 (2) 設備資金
融資金額	1億円以内	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内 (うち据置3年以内)	10年以内 (うち据置3年以内)	10年以内 (うち据置3年以内)
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5% 《変動金利》 年1.3% (融資期間が3年を超える) (取扱いの場合に限る)	《固定金利》 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% 《変動金利》 年1.4% (融資期間が3年を超える) (取扱いの場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5% 《変動金利》 年1.3% (融資期間が3年を超える) (取扱いの場合に限る)

◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>

◆問い合わせ先:北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

## 経営力強化貸付のご案内（北海道）

道では、中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえ、金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、経営力強化貸付の取り扱いを行っています。

- ◆融資制度名：中小企業総合振興資金 経営安定化資金「経営力強化貸付」
- ◆融資対象者：認定経営革新等支援機関(※)の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

※認定経営革新等支援機関とは、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験を有する金融機関、税理士、公認会計士等で国の認定を受けた者をいいます。

- ◆資金使途：事業資金（保証付き道制度融資の借換に要する資金を含む）
- ◆融資金額：1億円以内
- ◆融資期間：運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内(据置期間はすべて1年以内)
- ◆融資利率：〈固定金利〉5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%  
〈変動金利〉年1.3%(融資期間3年超に限る)
- ◆信用保証：すべて信用保証協会の保証付きとする。
- ◆保証料率：〈責任共有対象〉年0.40%～1.57%  
〈責任共有対象外〉年0.45%～1.80%
- ◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/keieiryoku.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所

## 成長分野向け融資制度のご案内（北海道）

道では、「ほっかいどう産業振興ビジョン」において北海道が優位性を持ち、今後の成長が期待されるものとして示された「食」、「観光」、「国際」、「環境・エネルギー」の各分野での事業活動を活性化させるため、中小企業総合振興資金に成長分野向けの資金の取り扱いを行っています。

- ◆融資制度名：ステップアップ貸付(成長分野)  
事業革新貸付(成長分野)
- ◆融資対象者：ステップアップ貸付(成長分野)～成長分野で次の事業を行う中小企業者等
  - ・事業拡張による事業規模の拡大
  - ・情報化への取組
  - ・設備の近代化による経営の効率化 など事業革新貸付(成長分野)～成長分野へ進出する中小企業者等

※成長分野での事業とは

「食」：食関連産業の振興・食クラスターの取組の加速に資する事業、食関連企業の誘致活動に資する事業 など

「観光」：地域の個性を生かした観光地づくりに資する事業、効果的な誘致活動に資する事業 など

「国際」：海外への販路拡大に資する事業、海外からの投資促進に資する事業 など

「環境・エネルギー」：省エネ、新エネなどの環境・エネルギー産業の振興に資する事業、環境・エネルギー産業の誘致推進に資する事業 など

- ◆資金使途：設備資金、運転資金
- ◆融資金額：1億円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

## 勤労者福祉資金のご案内（北海道）

道では、中小企業にお勤めの方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下の方）
  - 2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が600万円以下の方）
  - 企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金使途：医療資金、教育資金、冠婚葬祭資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120万円以内
  - 季節労働者の方 120万円以内
  - 離職者の方 100万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）
  - 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
  - 後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所

## 「函館地区問題解決手法研修会」について

新規

### (北海道・QCサークル北海道支部)

北海道とQCサークル北海道支部では、職場の第一線で活躍されている社員の皆様を対象に、職場の問題解決や改善に役立つ問題解決手法の基礎を学びステップアップしていただく講座を、QCサークル北海道支部の教材を使用し、日本科学技術連盟認定のQCサークル指導士のもと開催いたします。

座学だけでなく演習を取り入れて実際にQC手法を体験して頂きますので、より理解が深まり皆さんの職場における実践に活かせる有意義な内容となっておりますので、貴社社員の御派遣をお待ちしております。

＜参加者感想～様々な職種の方が「有益」と感想＞

- ・問題点が把握しやすく改善に様々な意見を出すことができる。(福祉関係)
- ・問題解決に対する手段が増えたため具体的なアプローチができそう。(総務・経理担当)
- ・講習だけでなく演習があり職場での実践に活かせると思う。(開発設計担当)
- ・社内教育用として活用したい。他業種の方と話し合いが持てて大変良かった。(自動車製造関係)
- ・グラフや表による評価をすることで、見やすく理解しやすかったです。(看護関係)
- ・データ化して分析することで客観的な事実をとらえることができる。(建設業)

◆日 時:平成25年10月18日(金)9:30～16:00

◆場 所:道立函館高等技術専門学院 1階会議室(住所:北海道函館市桔梗町435番地)

◆内 容:

(1)基本講義

QC的問題解決の手順と進め方

(2)QC手法講義および演習

グラフ、パレート図、ブレイン・ストーミング、特性要因図と系統図

◆定 員:30名程度

◆受講料:無料

◆お申込み期限・方法

・10月4日(金)

・下記ウェブサイトから申込書をダウンロードし、FAX若しくはメールでお申し込みください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/QChako.htm>

◆お問い合わせ先

北海道経済部労働局人材育成課産業人材グループ (担当:安達)

TEL:011-204-5098(直通) FAX:011-232-1044 E-mail:keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

## 『自動車関連産業人材育成事業』について (北海道)

新規

◆概 要:道では、自動車関連産業への参入や取引拡大を図るため、地場企業が行う人材育成をお手伝いしています。地場企業の研修ニーズを把握し、研修カリキュラムを作成、産業支援機関等の調整を行い研修を実施します。

◆対象者:自動車関連産業への参入・取引拡大を目指す地場企業の従業員(在職者)

◆実施場所:高等技術専門学院又は事業所等で行います。

◆講習時間数:1研修当たり12時間以上(4日×3時間、標準)

◆定 員:5人以上(1社でも可)

◆受講料:一人当たり1万円(テキスト代、資材費等含む)

◆研修内容(例):研修分野 内 容

全 般～品質管理/QC活動等

機械系～機械加工分野/汎用機械等 ・機械設計(CAD)

・測定分野/各種測定法等 ・機械保全分野等

金属系～各種溶接技法/ガス溶接、アーク溶接、TIG溶接等

電機系～電気工学基礎/電気理論、関連法規

・制御系分野/PLC(シーケンス制御)

・電気保全分野 等

◆お問い合わせ先:北海道 経済部 労働局人材育成課産業人材グループ

Tel:011-204-5098(担当:中村、吉方)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/jidoshyajinzai.pdf>



## 平成25年度業務改善助成金のご案内（北海道労働局）

新規

### ◆北海道地区での業務改善助成金の概要は次のとおりです。

#### 《要件》

- ◎地域別最低賃金額が時間額720円以下の地域であること。（現在の北海道最低賃金額は719円です。）
- ◎中小企業であること。
- ◎申請前の「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」が時間額719円から799円であること。（日給や月給は時間額に換算します。）
- ◎「事業場内最低賃金」を1年当り40円以上引上げて、4年以内に時間額800円以上にするとともに、業務改善事業を実施すること。

#### 《助成金》

- ◎業務改善経費の2分の1（上限100万円）が助成金として支給されます。
- ◎最長で3年間助成金が支給されます。（3年間の合計で最大300万円。）

#### 《留意事項》

- ◎この制度の期間は4年間ですが、そのうち助成金の対象となるのは最長で3年間です。（助成金が支給されるのは、事業場内最低賃金が時間額800円以上となった年度までです。）
- ◎40円以上の引上げがない年度は、業務改善経費を支出しても助成金の対象とはなりません。  
例えば、4年間で時間額800円以上とするため、時間額719円から1年目759円、2年目799円、3年目799円、4年目839円とした場合、3年目は助成金の対象となりません。
- ◎地域別最低賃金額が時間額720円を超えると、次年度から助成金の対象地域から除外され、新規の申請は出来なくなります。
- ◎賃金引上げ後の賃金支払い状況を1ヶ月分確認してから助成金を支給しますので、平成25年度の支給のためには、早め（1月中旬まで）の申請が必要です。
- ◎中小企業とは、北海道内に事業場を置き、次表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たすものです。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以上
卸売業	1億円以下の法人	100人以上
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以上
小売業	5,000万円以下の法人	50人以上

※10月18日から北海道最低賃金は734円ですが、年度内は申請が可能です。詳細は下記申請先にご照会ください。

#### ◆申請先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎9階  
厚生労働省 北海道労働局 労働基準部 賃金課  
TEL 011-709-2311（内線3534） / FAX 011-756-0056

## 能力開発セミナー（10・11・12月開講予定）のご案内（北海道）

### ◆在職労働者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。  
受講料は無料です（テキスト代等の実費負担有り）。

学院名	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-5541	観光ビジネス科	食の安心・安全	札幌市		○	○		H25.11.18	H25.11.19	2	12	50
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	観光ビジネス科	英会話	松前町		○		○	H25.10.7	H25.10.31	15	30	10
旭川高等技術専門学院 0166-62-6667	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H25.12.7	H26.1.11	3	21	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	OA技術科(Ⅱ)	表計算検定受講講座	稚内市		○		○	H25.10.29	H25.12.25	8	20	10
北見高等技術専門学院 0157-24-8024	アーク溶接科	アーク溶接講習	美幌町		○	○		H25.11.27	H25.11.29	3	21	10
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	介護サービス科	介護福祉士学科講習	苫小牧市		○		○	H25.11.1	H25.11.29	20	40	15
帯広高等技術専門学院 0155-37-2319	電気工事科③	施工管理応用	帯広市	○		○		H25.10.2	H25.10.10	4	16	10
	OA事務科③	エクセル応用	池田町		○		○	H25.10.21	H25.10.24	8	6	15
	建築施工科①	施工管理基礎	帯広市	○		○		H25.10.31	H25.11.1	2	12	20
	電気工事科④	電気工事応用	帯広市	○			○	H25.11.26	H25.12.6	5	10	10

## 機動職業訓練（10・11・12月開講予定）のご案内（北海道）

### ◆ 離職者の再就職及び新規学卒未就職者の就職を促進するの職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院では、離職者の再就職を促進するため、職業訓練（機動職業訓練）を実施しています。

※ 求職者を対象とする訓練のため、受講にはハローワークの受講あっせんが必要となります。

#### ① 札幌高等技術専門学院 [問い合わせ先: TEL 011-781-7192]

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
OA総務事務科 (一般)	8/30～9/26	10/21～1/20	美唄市	15	ワープロ検定3級～2級、表計算検定3級～2級、ファイナンシャル・プランニング技能検定3級
オフィスクリーニング科 ① (障がい者(知的・発達))	8/12～9/30	11/5～11/22	札幌市	5	・資格取得は特にありません。 ・オフィス清掃業務を習得して、就職を目指します。
パソコン基礎科⑮ (一般)	9/17～10/2	11/1～1/31	札幌市	30	ワープロ検定3級、表計算検定3級、データベース検定3級、オフィスドキュメント検定3級、情報セキュリティ検定 単一級
パソコン基礎科⑯ (一般)	9/17～10/2	11/1～1/31	札幌市	30	ワープロ検定3級、表計算検定3級、データベース検定3級、オフィスドキュメント検定3級、情報セキュリティ検定 単一級
パソコン経理科⑨ (一般)	9/17～10/2	11/1～1/31	札幌市	30	ワープロ検定3級、表計算検定3級、情報セキュリティ検定 単一級、日商簿記検定3級(H26.2.23試験)
医療事務科⑤ (一般)	9/17～10/2	11/1～1/31	札幌市	30	診療報酬請求事務能力認定試験等
介護基礎科⑨ (一般)	9/17～10/2	11/1～1/31	札幌市	30	介護職員初任者研修又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了等
介護基礎科⑩ (一般)	9/17～10/2	11/1～1/31	札幌市	30	介護職員初任者研修又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了等
パソコン経理科⑩ (母子家庭の母等)	9/17～10/2	準備講習 11/1～11/8 本訓練 11/12～2/10	札幌市	20	ワープロ検定3級、表計算検定3級、情報セキュリティ検定 単一級、日商簿記検定3級(H26.2.23試験)
パソコン活用科④ (一般)	9/4～10/2	11/1～1/31	岩見沢市	20	ワープロ検定2級、表計算検定2級、データベース検定2級、オフィスドキュメント検定2級、情報セキュリティ検定 単一級
介護基礎科⑪ (一般)	9/4～10/2	11/1～1/31	岩見沢市	20	介護職員初任者研修又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了等
介護基礎科⑫ (一般)	9/4～10/2	11/1～1/31	倶知安町	20	介護職員初任者研修又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了等
パソコン活用科⑤ (一般)	9/4～10/2	11/1～1/31	滝川市	20	ワープロ検定2級、表計算検定2級、情報セキュリティ検定 単一級、データベース検定3級
建設機械運転科 (一般)	9/19～10/18	11/14～3/13	美唄市	10	ワープロ検定3級
医療事務科⑥ (一般)	10/15～10/29	12/2～2/28	札幌市	30	診療報酬請求事務能力認定試験等
パソコン経理科⑪ (一般)	10/15～10/29	12/2～2/28	札幌市	30	ワープロ検定3級、表計算検定3級、情報セキュリティ検定 単一級、日商簿記検定3級(H26.2.23試験)
経理基礎科② (一般)	10/15～10/29	12/2～2/28	札幌市	30	日商簿記検定3級(H26.2.23試験)、簿記能力試験2級(全経)、コンピュータ会計能力検定3級
介護基礎科⑬ (一般)	10/15～10/29	12/2～2/28	札幌市	30	介護職員初任者研修又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了等

物流オペレーション科 (一般)	10/15～10/29	12/2～2/28	札幌市	30	フォークリフト運転技能、 各種パソコン3級以上
パソコン基礎科⑩ (一般)	10/15～10/29	12/2～2/28	札幌市	30	ワープロ検定3級、表計算検定3級、データ ベース検定3級、オフィスドキュメント検定3 級、情報セキュリティ検定 単一級
パソコン基礎科⑯ (アイヌ)	10/15～10/29	12/2～2/28	札幌市	20	ワープロ検定3級、表計算検定3級、データ ベース検定3級、オフィスドキュメント検定3 級、情報セキュリティ検定 単一級
パソコン基礎科⑳ (一般)	10/1～10/29	12/2～2/28	岩見沢市	20	ワープロ検定3級、表計算検定3級、データ ベース検定3級、オフィスドキュメント検定3 級、情報セキュリティ検定 単一級
パソコン実務科⑥ (一般)	10/1～10/29	12/2～2/28	滝川市	20	ワープロ検定3級～2級、 表計算検定3級～2級
建築/パソコンCAD科 (一般)	10/15～11/12	12/2～3/24	札幌市	20	CADトレース技能審査検定初級、ワープロ検 定2級、表計算検定2級、情報セキュリティ検 定単一級

② 函館高等技術専門学院 [問い合わせ先: TEL 0138-47-1121]

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
介護ヘルパーマスター科 ②(一般)	9/6～9/27	10/24～2/20	函館市	20	介護職員初任者研修課程、全身性障害者移 動介護従業者養成研修課程
パソコン経理科③ (一般)	9/11～10/3	10/30～1/29	函館市	20	日商PC検定文書作成3級～2級、日商PC検 定データ活用3級～2級、日商簿記検定3級
介護ヘルパー科 (母子家庭の母等)	9/20～10/11	準備講習 11/6～11/7 本訓練 11/8～3/6	函館市	20	介護職員初任者研修課程、全身性障害者移 動介護従業者養成研修課程

③ 旭川高等技術専門学院 (問い合わせ先: TEL 0166-65-6667)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
OA事務科② (一般)	9/19～10/3	11/1～1/31	旭川市	20	ワープロ検定3級～2級、 表計算検定3級～2級
介護福祉科⑤ (一般)	9/19～10/3	11/1～1/31	旭川市	20	介護職員初任者研修課程
OA事務科② (一般)	10/3～10/31	11/26～2/25	富良野市	15	ワープロ検定3級～2級、 表計算検定3級～2級
OAシステム科 (一般)	9/11～10/10	11/1～1/31	名寄市	20	ワープロ検定3級～2級、 表計算検定3級～2級
OA経理科 (一般)	10/1～10/31	11/26～2/25	留萌市	20	表計算検定3級、 日商簿記検定3級

④ 旭川高等技術専門学院稚内分校 (問い合わせ先: TEL 0162-33-2636)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
情報ビジネス科(Ⅲ) (一般)	9/9～10/16	11/20～2/19	稚内市	10	ワープロ検定3級～2級、表計算検定3級～2 級、情報セキュリティ検定、マナー検定初級
OA事務科 (一般)	10/7～11/1	12/5～3/4	稚内市	15	ワープロ検定3級～2級、表計算検定3級～2 級、簿記検定3級

⑤ 北見高等技術専門学院 [問い合わせ先: TEL 0157-24-8024]

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
介護科 (一般)	8/20~9/20	10/10~2/6	北見市	15	介護職員初任者研修課程
パソコン基礎科Ⅲ (一般)(主にパソコン初心者の方)	8/20~9/26	10/16~1/15	北見市	15	ワープロ検定3級、 表計算検定3級
パソコン基礎科Ⅱ (一般)(主にパソコン初心者の方)	9/2~10/16	11/1~1/31	紋別市	15	ワープロ検定3級、表計算検定3級、 データベース検定3級、 ホームページ作成検定3級
経理・パソコン科Ⅱ (一般)(主にパソコンの基本操作ができる方)	9/17~10/23	11/12~3/7	北見市	15	ワープロ検定2級、表計算検定2級、 簿記検定2級
パソコン・経理基礎科Ⅱ (一般)(主にパソコン初心者の方)	10/1~11/13	12/3~2/28	網走市	10	ワープロ検定3級、 表計算検定3級
パソコン基礎科Ⅳ (一般)(主にパソコン初心者の方)	10/15~11/14	12/3~2/28	北見市	15	ワープロ検定3級、 表計算検定3級
パソコン・経理基礎科 (一般)(主にパソコン初心者の方)	10/1~11/18	12/10~3/7	遠軽町	15	ワープロ検定3級、表計算検定3級、 簿記検定3級
パソコン・経理基礎科Ⅱ (一般)(主にパソコン初心者の方)	10/1~11/19	12/11~3/10	美幌町	12	ワープロ検定3級、表計算検定3級、 簿記検定3級

⑥ 室蘭高等技術専門学院 [問い合わせ先: TEL 0143-44-3522]

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
OAシステム科③ (一般)	9/4~10/3	10/17~1/16	室蘭市	20	ワープロ検定3級、 表計算検定3級
医療介護事務科Ⅲ (一般)	9/10~10/9	10/25~1/24	登別市	20	医療事務の資格、 介護事務の資格

⑦ 苫小牧高等技術専門学院 [問い合わせ先: TEL 0144-55-7007]

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
介護サービス2科 (一般)	9/4~10/1	11/5~2/4	苫小牧市	20	介護職員初任者研修修了証、 介護報酬請求事務技能検定
OA事務3科 (一般)	9/9~10/4	11/8~2/7	浦河町	10	ワープロ検定3級~2級、 表計算検定3級~2級

⑧ 帯広高等技術専門学院 [問い合わせ先: TEL 0155-37-2319]

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
IT事務基礎科 (一般)	9/5~10/2	10/30~1/29	帯広市	30	CS検定3級(表計算・ワード部門)、 情報活用検定3級、秘書検定3級
OAビジネス科 (一般)	9/30~10/25	11/25~2/24	帯広市	30	MOS検定(ワード・エクセル・パワーポイント・ アクセス)、P検3級

⑨ 釧路高等技術専門学院 [問い合わせ先: TEL 0154-57-8011]

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
OA会計科Ⅱ (一般)	8/27~9/27	10/24~1/23	釧路市	20	ワープロ検定2級、表計算検定2級、簿記検定3級、電卓計算能力検定2級
情報事務基礎科Ⅱ (母子家庭の母等)	9/13~10/15	準備講習 11/11~11/15 本訓練 11/18~2/17	釧路市	20	ワープロ検定3級、表計算検定3級、 電卓計算能力検定3級
自動車解体部品科 (障がい者)	9/17~10/17	11/20~2/19	釧路市	2	・資格取得は特にありません。 ・自動車の分解・解体及び清掃、保管管理業務を習得して、就職を目指します。
介護基礎科Ⅲ (一般)	10/4~11/5	11/26~2/25	釧路市	20	介護職員初任者研修修了証、行動援護従業者養成研修課程、ガイドヘルパー(全身性障害者・視覚障害者移動介護従業者養成課程)
医療事務科Ⅱ (一般)	10/7~11/7	12/5~3/4	釧路市	20	保険請求事務技能検定試験、 表計算検定3級
OAビジネス科Ⅱ (障がい者)	10/8~11/8	12/13~3/12	根室市	5	ワープロ検定3級、 表計算検定3級